

## 城陽市スポーツ少年団本部規約

### ( 総 則 )

- 第1条 本少年団は、城陽市スポーツ少年団本部「JOYO JUNIOR SPORTS CLUBS BRANCH (J. J. S. B) 以下『本部』という。」と称する。
- 2 本少年団は、城陽市スポーツ協会規約第5条の規定に基づき、組織を構成する団体として城陽市スポーツ協会に加盟する。

### ( 事務局 )

- 第2条 本部の事務局は、城陽市スポーツ協会内に置き、事務を処理する。

### ( 目 的 )

- 第3条 本部は、スポーツおよび野外活動を通じて、青少年の健全な育成を図り、よき社会人となるよう導くことを目的とする。

### ( 事 業 )

- 第4条 本部は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
- (1) 本部行事の企画、運営
  - (2) スポーツ少年団の啓発、啓蒙の推進
  - (3) 指導者並びにリーダーの養成
  - (4) 単位団活動に関する指導、助言
  - (5) 育成集団の結成、育成に関する指導、助言
  - (6) 関係団体との連絡、調整
  - (7) その他、目的達成に必要な事項に関すること

### ( 登 録 )

- 第5条 本部に登録しようとする単位団（以下「団」という。）は、本部委員会において、審査を受けなければならない。
- 2 前項により本部に登録を承認された団は、本部および京都府スポーツ少年団本部並びに、日本スポーツ少年団本部に登録するものとする。
- 3 前項の登録は、毎年度これを更新するものとする。

### ( 脱 退 )

- 第6条 本部加盟の団が、スポーツ少年団としてふさわしくない運営、行動があったときは、本部委員会の議を経て、これを脱退させることができる。

### ( 本部役員 )

- 第7条 本部に次の本部役員（以下「役員」という。）を置く。
- (1) 本部長 1 名
  - (2) 副本部長 3 名
  - (3) 庶務および会計 1 名

- |        |     |
|--------|-----|
| (4) 幹事 | 若干名 |
| (5) 監査 | 2名  |

( 役員 の 選 出 )

第8条 役員は、種目代表と知識経験者より選出し、本部委員会の議決を得る。

2 種目代表から選出される役員は、下記による各種目別団体数により選出するものとする。

1 ~ 2団	1名
3 ~ 6団	2名
7 ~ 12団	3名
13団以上	4名

( 役員 の 職 務 )

第9条 本部長は、本部を代表し、団務を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。

3 庶務および会計は、庶務および会計を担当し、各団の連絡、調整に当たる。

4 幹事は、団務の企画、立案ならびに執行に当たる。

5 監査は、本部の会計および団務を監査する。

( 役員 の 任 期 )

第10条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、それを補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

( 本 部 委 員 )

第11条 本部に次の本部委員（以下「委員」という。）を置く。

- |           |     |
|-----------|-----|
| (1) 団代表者  | 各1名 |
| (2) 知識経験者 | 若干名 |

2 知識経験者は、スポーツ少年団の普及と育成に関し豊富な知識と深い経験を有するもので、本部役員会で認めたものとする。

( 委 員 の 任 期 )

第12条 委員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、それぞれの選出方法により欠員を補充する。ただし、その任期は、前任者の残任期間とする。

( 顧 問 )

第13条 本部に顧問を置くことができる。

2 顧問は、本部委員会で推薦した者につき、本部委員会の議決をもって本部長が委嘱する。

3 顧問は、本部長および本部委員会の諮問に応じ、または、建議することができる。

( 本 部 委 員 会 )

第14条 本部委員会は、役員、委員をもって構成し、必要に応じ本部長がこれを招集し、その議長となる。

2 本部委員会は、本部の事業計画、予算、事業報告、決算、規約の改廃その他の業務に関する重要事項を議決する。

3 本部委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(本部役員会)

第15条 本部役員会は、本部長、副本部長、庶務および会計、幹事において構成し、必要に応じて本部長がこれを招集する。

2 本部役員会は、団務の企画、立案ならびに執行に当たる。

(専門委員会)

第16条 本部には、本部委員会の議決を経て、必要な専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会についての必要事項は、別にこれを定める。

(団活動)

第17条 本部に登録する団は、次の各号に掲げる事項を遵守し、秩序ある運営に努めなければならない。

(1) 各団は継続的な活動が可能な指導者を確保しなければならない。

(2) 各団は本部委員会の指導、助言のもとに、団員の意向を配慮した年間計画を立て、積極的な活動を行わねばならない。

(3) 各団は本部主催、後援事業には特別な事情がない限り参加しなければならない。

(4) 各団は積極的に他団との交流を行い、親睦に努めなければならない。

(5) スポーツ傷害保険は、指導者、団員が加入しなければならない。

(6) 各団は、第3条の目的より逸脱するような行為をしてはならない。

(会計)

第18条 本部の会計は、登録料、補助金、その他収入によって支弁する。

2 本部の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

3 本部の会計監査は、年1回以上行い、本部委員会の承認を得なければならない。

附 則

この規約は、昭和61年8月12日より施行する。

改 正

平成2年5月29日 第8条

平成4年6月15日 第7条

令和2年3月25日 第1条

令和2年5月28日 第2条